

## 地方債許可制度の廃止と協議制度への移行

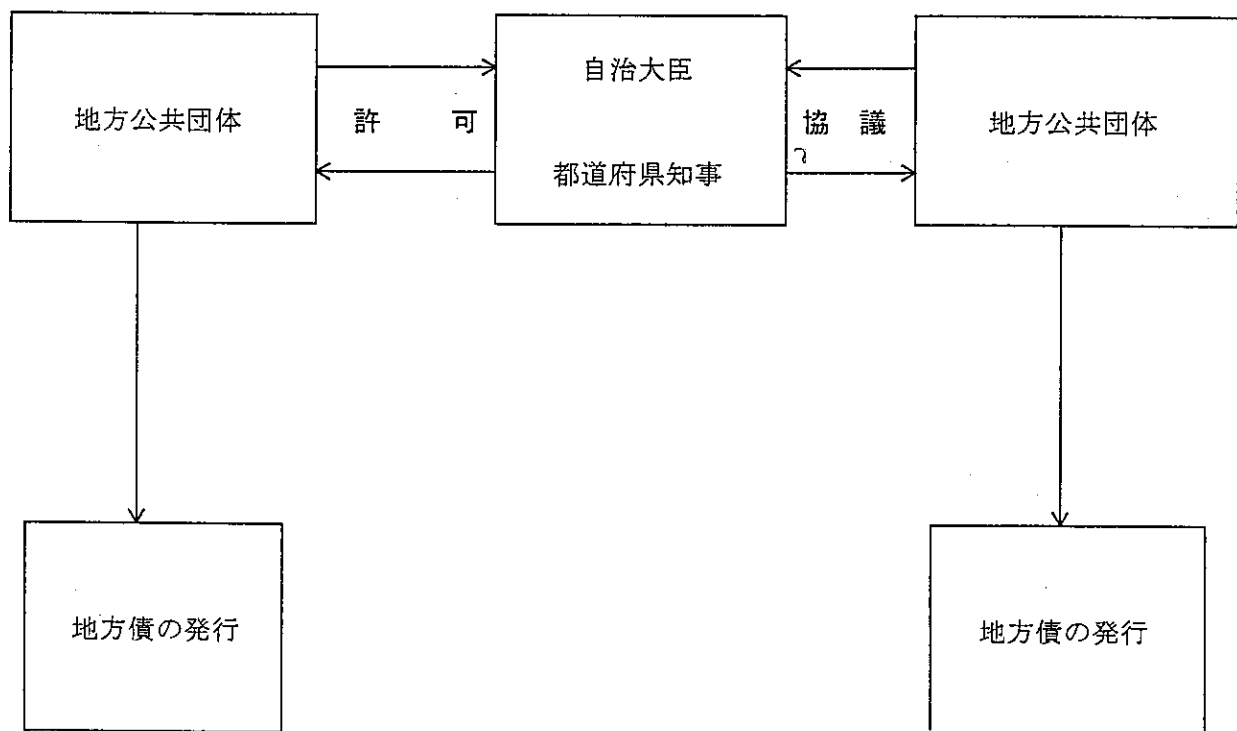
現行制度では、国又は都道府県の許可がなければ地方債を発行できないが、新制度では、地方公共団体は協議という手続きを経れば、国又は都道府県の同意がなくても、地方債を発行することができる。（平成１８年度施行）

【現 行】

【１８年度以降】

<許可がなければ発行できない>

<協議を経れば同意がなくても発行できる>



(注) 1 同意のある地方債は、

①公的資金を借り入れることができる。

②元利償還金が、地方財政計画に算入される。

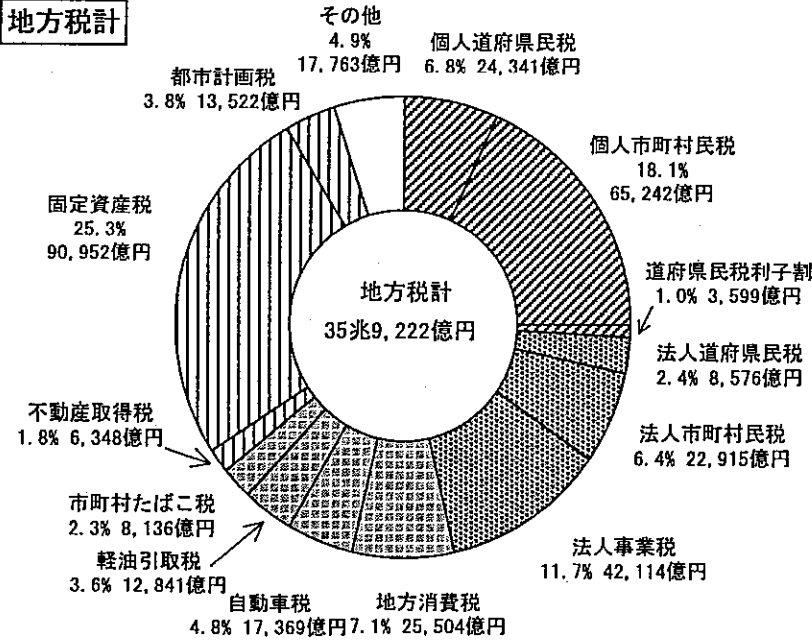
2 同意のない地方債の発行については、地方公共団体の議会への報告が必要。

3 赤字団体、起債制限比率の高い団体等は協議制に移行後も自治大臣等の許可が必要。

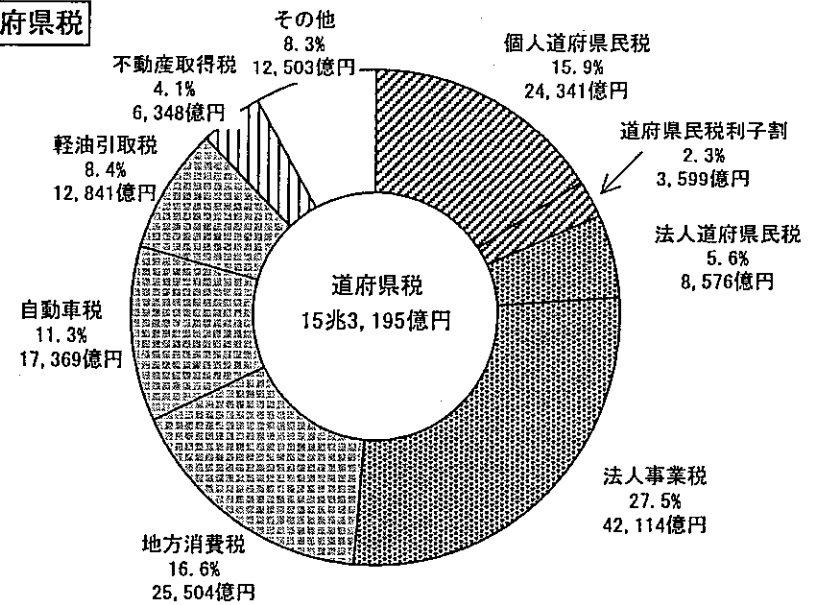
- 協議制度移行の趣旨を踏まえ、財政の健全性が確保されている一定の地方公共団体に対する許可については、平成１２年度から実質的な協議制度に移行することとしている。

# 道府県税及び市町村税の税収の構成比(平成10年度決算額)

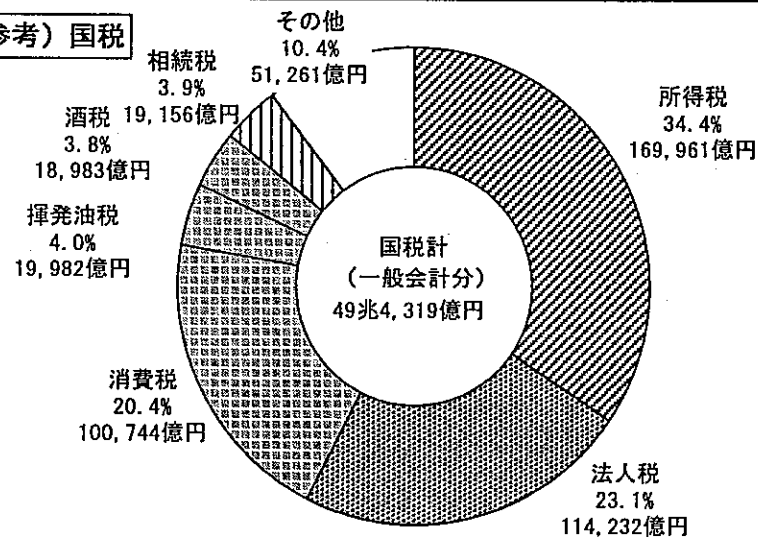
## 地方税計



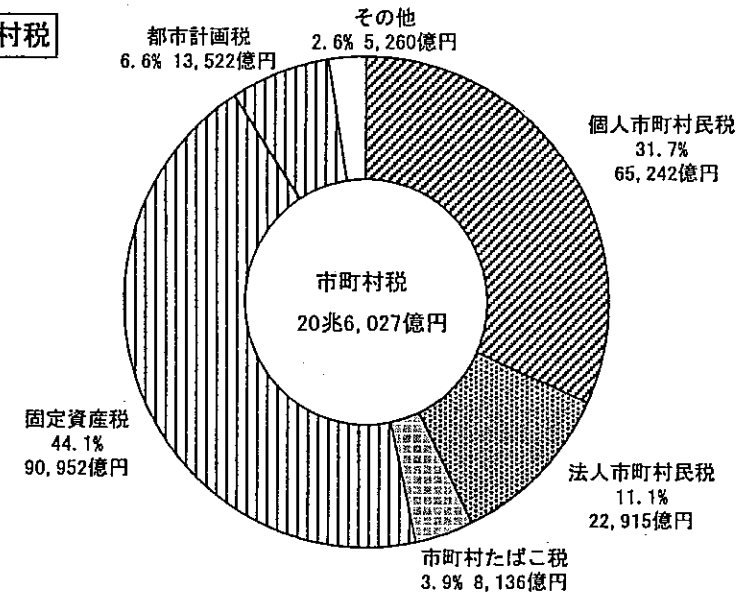
## 道府県税



## (参考) 国税



## 市町村税



(注) 東京都が特別区において都税として徴収した市町村税相当分は、道府県税収入から控除して市町村税収入とした。

## 地方の基幹税目

(単位：億円)

| 税 目   | 税 の 性 格                                              | 12年度税込見込額 |
|-------|------------------------------------------------------|-----------|
| 個人住民税 | 地域住民による地域社会の費用の負担分任<br>※ 安定的・普遍的                     | 97,548    |
| 法人住民税 | 地域の構成員である法人による地域社会の費用の負担分任                           | 24,518    |
| 法人事業税 | 事業活動と行政サービスとの受益関係に着目した<br>事業に対する課税                   | 36,528    |
| 地方消費税 | 消費に広く負担を求める地方消費税<br>※ 安定的・普遍的(清算後)                   | 25,438    |
| 固定資産税 | 固定資産の保有と行政サービスとの受益関係に着目した<br>資産価値に応じた課税<br>※ 安定的・普遍的 | 90,906    |

(注) 1 個人住民税には利子割を含む。

2 法人事業税については、税込安定化等の観点から、外形標準課税の導入を検討中。

3 「安定的」とは、他の基幹税目と比較して対前年度伸び率の変動が小さいこと、  
「普遍的」とは、他の基幹税目と比較して各課税団体の収入の偏在が少ないことをいう。

# 法定外普通税の状況（平成12年4月1日現在）

（平成10年度決算額）

## 〔都道府県〕

|           |                                                      |         |
|-----------|------------------------------------------------------|---------|
| 石油価格調整税   | 沖縄県                                                  | 9億円     |
| 核燃料税      | 北海道、宮城県、福島県、新潟県、<br>石川県、福井県、静岡県、島根県、<br>愛媛県、佐賀県、鹿児島県 | 161億円※1 |
| 核燃料物質等取扱税 | 青森県                                                  | 32億円    |
| 核燃料等取扱税   | 茨城県（H11.4.1～）                                        | —       |
| 計         | 14団体                                                 | 202億円   |

## 〔市町村〕

|        |                                  |       |
|--------|----------------------------------|-------|
| 砂利採取税等 | 山北町（神奈川県）、中井町（神奈川県）、<br>城陽市（京都府） | 1億円※2 |
| 別荘等所有税 | 熱海市（静岡県）                         | 4億円   |
| 計      | 4団体                              | 5億円   |

〔合計〕 18団体 207億円

※1 茨城県の核燃料税（～H10年度）4億円を含む。

※2 千葉県君津市、富津市の山砂利採取税（～H11年度）それぞれ0.4億円、0.3億円を含む。

# 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)

## 【法定外普通税】

### (道府県法定外普通税の新設変更)

第二百五十九条 道府県は、道府県法定外普通税を新設し、又は変更しようとする場合においては、あらかじめ、自治大臣に協議し、その同意を得なければならない。

第二百六十条 自治大臣は、前条の規定による協議の申出を受けた場合においては、その旨を大蔵大臣に通知しなければならない。

2 大蔵大臣は、前項の通知を受けた場合において、その協議の申出に係る道府県法定外普通税の新設又は変更について異議があるときは、自治大臣に対してその旨を申し出ることができる。

### (自治大臣の同意)

第二百六十一条 自治大臣は、第二百五十九条の規定による協議の申出を受けた場合には、当該協議の申出に係る道府県法定外普通税について次に掲げる事由のいずれかがあると認める場合を除き、これに同意しなければならない。

一 国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること。

二 地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること。

三 前二号に掲げるものを除くほか、国の経済施策に照らして適当でないこと。

## 【法定外目的税】

### (法定外目的税の新設変更)

第七百三十一条 道府県又は市町村は、条例で定める特定の費用に充てるため、法定外目的税を課することができる。

2 道府県又は市町村は、法定外目的税を新設し、又は変更しようとする場合においては、あらかじめ、自治大臣に協議し、その同意を得なければならない。

第七百三十二条 自治大臣は、前条第二項の規定による協議の申出を受けた場合においては、その旨を大蔵大臣に通知しなければならない。

2 大蔵大臣は、前項の通知を受けた場合において、その協議の申出に係る法定外目的税の新設又は変更について異議があるときは、自治大臣に対してその旨を申し出ることができる。

# 超過課税の実施状況（平成11年4月1日現在）

（平成10年度決算額）

## ○ 都道府県

|           |      |         |
|-----------|------|---------|
| 道府県民税法人税割 | 46団体 | 938億円   |
| 法人事業税     | 7団体  | 937億円   |
| 計         | 53団体 | 1,875億円 |

## ○ 市町村

|            |         |         |
|------------|---------|---------|
| 市町村民税個人均等割 | 20団体    | 0億円     |
| 法人均等割      | 580団体   | 143億円   |
| 法人税割       | 1,431団体 | 2,391億円 |
| 固定資産税      | 280団体   | 411億円   |
| 軽自動車税      | 33団体    | 4億円     |
| 鉱産税        | 63団体    | 0億円     |
| 入湯税        | 2団体     | 0億円     |
| 計          | 2,409団体 | 2,949億円 |

○ 合計 2,462団体 4,824億円

（参 考）住民税法人税割、法人事業税及び固定資産税の超過課税団体数の推移

| 区分    | 年度  | 50    | 55    | 60    | 3     | 4     | 5     | 6     | 7     | 8     | 9     | 10    | 11    |
|-------|-----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 住民税   | 道府県 | 20    | 44    | 46    | 45    | 45    | 45    | 45    | 46    | 46    | 46    | 46    | 46    |
| 法人税割  | 市町村 | 1,191 | 1,429 | 1,484 | 1,466 | 1,462 | 1,460 | 1,453 | 1,450 | 1,447 | 1,444 | 1,443 | 1,431 |
| 法人事業税 |     | 2     | 7     | 7     | 7     | 7     | 7     | 7     | 7     | 7     | 7     | 7     | 7     |
| 固定資産税 |     | 465   | 432   | 399   | 339   | 325   | 315   | 296   | 292   | 289   | 283   | 280   | 280   |

## 地方公共団体における行政改革の推進

- 地方分権や財政構造改革が進められる中で極めて厳しい地方財政の状況から、自治省が示した指針に沿って各地方団体とも行革の取組を進めています。

### ■平成10年度以降の地方行革の具体的な取組事例

#### ◆東京都

- 知事：給料10%（H10まで5%）、期末手当50%削減（H9～13）、副知事・出納長：給料5%、期末手当30%削減（H9～13）
- 指定職：期末手当10%削減（H11）、12%削減（H12、13）、給料5%削減（H12、13）
- 全職員：給料4%、期末・勤勉手当0.15月削減（H12、13）
- 管理職手当：部長級以上10%、課長級5%削減
- 議員：報酬5%削減（H9～12）、期末手当15%削減（H11、12）
- 全職員給与改定12ヶ月延伸（H10）
- 全庁を挙げた施策総点検により経常経費で2,794億円削減（H12予算）
- H8～11の4年間で職員定数▲8,429人削減（純減）、H12～15の4年間で更に5,000人程度削減（純減）
- 直営福祉施設（障害者（児）施設）の委託化、調理業務・医療作業等の委託化、夢の島マリーナの民営化、事業系し尿等の収集・処理の民営化等
- 監理団体：役員報酬基準の引下げ、役員功労金制度の廃止、財政支出の見直し、統廃合

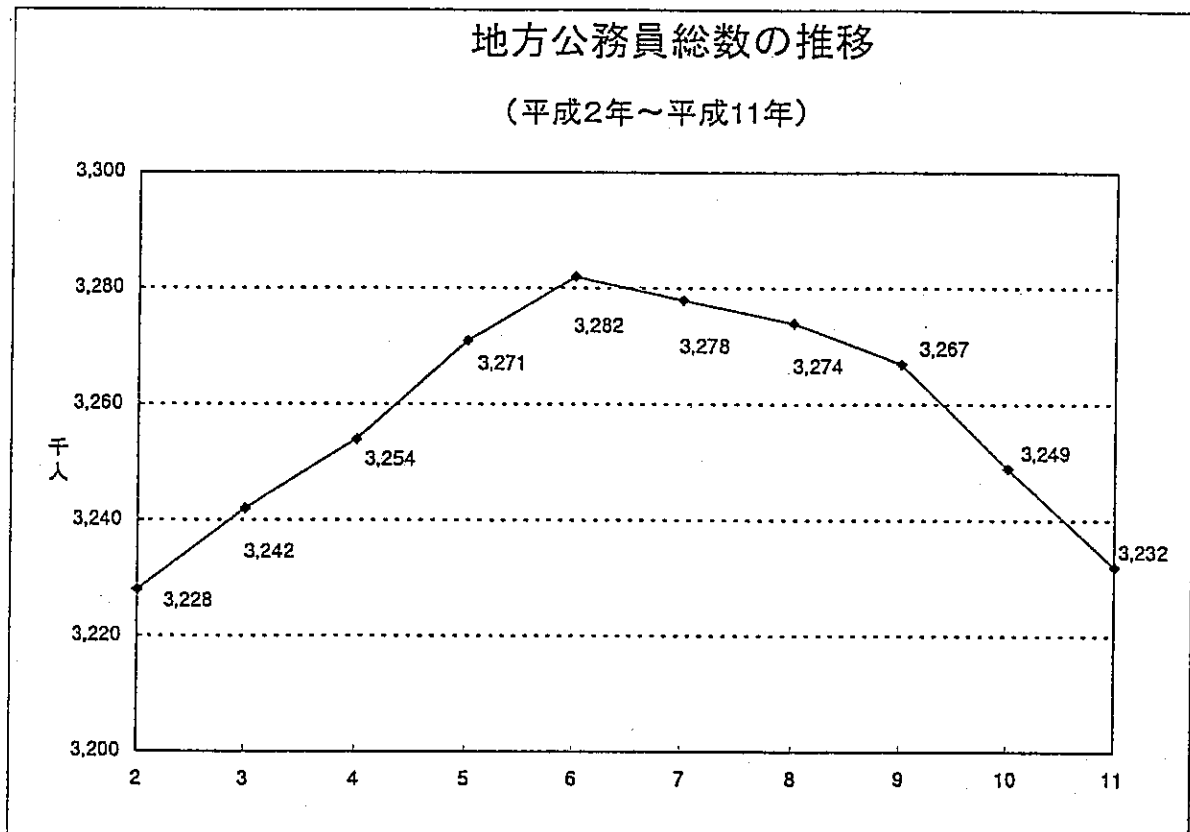
#### ◆大阪府

- 知事・副知事・出納長：給料5%削減（H9～）、三役以外の特別職（給料3%削減）（H9～）
- 全職員：普通昇給2年停止（H11、12）、特別昇給3年停止（H11～13）
- 指定職：給料2%削減（H9～）
- 管理職手当：5%削減（H9～）
- 特殊勤務手当の見直し：97種類→47種類、平年度ベースで約6.6億円の削減（H10）
- 行政評価システム（事務事業評価、公の施設評価、建設事業再評価、主要プロジェクト評価、公営企業の経営評価）を導入
- 一般行政部門：H11～13で700人、H14～20で1,500人定数削減
- 教育部門：H11～13で2,900人、H14～20で1,900人定数削減
- 指定出資法人：累積欠損金を有する法人について法人毎に経営健全化に向けた対応方針を提示、H13までに概ね2割程度の法人の削減を目標、H13までに概ね2割程度の常勤役員を削減、常勤職員の事業見直し等による削減

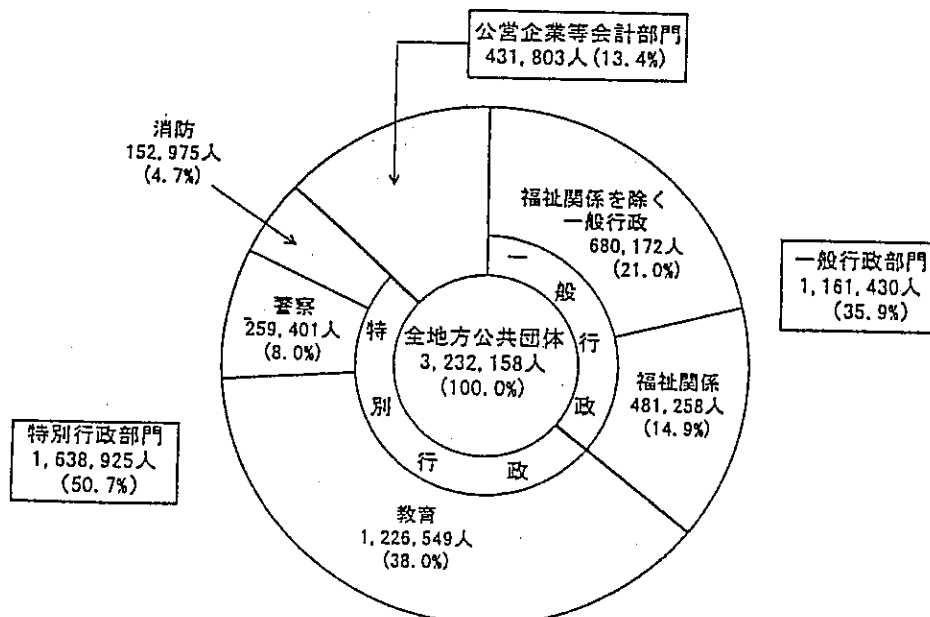
上記以外の道府県はもとより、政令指定都市、中核市をはじめ、市町村においても積極的に行政改革に取り組んでいます。

## 地方公務員数の状況

- 地方公務員総数は、平成11年4月1日現在で323万2,158人と、対前年比で1万7,336人の減少となり、平成7年から5年連続の減少となった。
- 地方公務員総数を行政分野別に見ると、教育、警察、消防が全体の約1/2を占めるほか、福祉や病院など、住民に身近な行政サービスに携わる職員がその大半を占めている。



部門別職員数(平成11年4月1日現在)



## 市町村合併の推進についての政府の取組

- 「市町村の合併の特例に関する法律（合併特例法）」の平成7年改正
- 地方分権推進委員会第2次勧告（平成9年7月）
- 第25次地方制度調査会答申（平成10年4月）
- 地方分権推進計画（平成10年5月 閣議決定）

- 自主的な市町村の合併を更に一層推進することが必要。
- 都道府県は、地域全体の発展や住民生活の水準の確保という観点から、市町村の合併を自らの問題として考え、積極的に支援することが重要。  
国は、市町村の合併に関する地方公共団体の取組を支援。

### 1 「市町村の合併の特例に関する法律（合併特例法）」の改正

- ・ 地方分権一括法公布日（平成11年7月16日）に即日施行
- ・ 法期限は延長せず（期限：平成17年3月31日まで）

### 2 市町村合併推進本部の設置

- ・ 自治省に市町村合併推進本部を設置（平成11年7月12日）し、市町村合併を総合的に支援

### 3 市町村の合併の推進についての指針の作成・通知

- ・ 都道府県が作成する要綱の参考となる市町村の合併の推進についての指針を作成、通知（平成11年8月6日）

### 4 都道府県に合併の推進についての積極的な取組を要請

- ・ 合併のパターン等を内容とする市町村合併の推進についての要綱の作成、周知
- ・ 合併市町村に対する統合的補助金の交付
- ・ 市町村の規模に応じた権限委譲（条例による事務処理の特例）
- ・ 合併市町村の円滑な行政運営への協力

### 5 財政措置の拡充

- ・ 合併の障害除去・環境整備、合併後のまちづくり支援
  - ① 普通交付税算定の特例（合併算定替）の期間の延長（合併特例法）
  - ② 合併特例債の創設（合併特例法）
    - ・ 一体性の確立・均衡のある発展のための公共的施設の整備事業等
    - ・ 地域住民の連帯の強化・旧市町村区域の地域振興等のための基金の積立
  - ③ 公債費負担格差の解消のための財政措置等

### 6 市町村合併の気運の醸成

- ・ 自治大臣の委嘱による市町村合併推進会議の設置（平成12年4月4日）
- ・ 合併相談コーナー、インターネット等を活用した情報提供
- ・ 広域行政アドバイザーの派遣による助言、積極的な取組の要請等

### 7 市町村合併推進事業（平成12年度予算）

- ・ 市町村合併について広く国民の理解、認識を深めるための広報・啓発事業を実施するとともに、合併準備及び合併に伴い市町村が実施する事業に対する補助金制度を創設

# 全国に広がる市町村合併の動き

【平成12年5月1日現在】

- … 合併協議会が設置されたところ（18地域）
- … 上記の他、平成7年4月1日以降、新聞記事により市町村合併の動きが報道されたところ（163地域）

